

令和5年11月22日

寒川町議会議長
天利 薫 様

パンデミック条約締結及び国際保健規則改定に係る情報開示を求める意見書を
国に提出することを求める陳情

【陳情の理由】

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会(INB)において、同時並行で進められています。また、令和6年5月のWHO総会においてパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、
・加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる
・WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
・ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にあります。

よって、貴議会に対して、以下について陳情いたします。

【陳情の要旨】

国(内閣総理大臣・外務大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長)に対し、地方自治法99条に基づき、以下の項目について意見書を提出してください。

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続きを早期に開始すること

【陳情者】住所:

氏名:

末永 イエ子

パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書 (いわゆる「パンデミック条約」)作成の経緯

令和5年9月
外務省国際保健戦略官室

2020年
11月

G20リヤド・サミット

ミシェル欧州理事会議長がパンデミックに関する国際的な条約の必要性に初めて言及。

2021年
1月

WHO執行理事会においてEUが法的拘束力を伴う条約(注1)の策定を提案

- ✓ 従来、保健に関する国際約束としてはWHO憲章の下、国際保健規則(IHR)が存在。同規則の目的は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止すること。
- ✓ 他方、今回の新型コロナのような状況を念頭に、IHRを補完する形で、将来のパンデミックを予防し、国際的な協力の下、より迅速に対応できるよう、本件条約の策定が提案された。

注1:WHOとしては、たばこ規制枠組条約(2005年発効)に続き、2つ目の条約となる可能性がある。

3月

25か国首脳が共同で条約の必要性を訴えた

5月

第74回WHO総会

WHO強化作業部会を設置して、パンデミックのPPRに関する条約、協定又はその他の文書を検討し、2021年11月末にWHO特別総会を開催して議論することを決定。

2021年11月29日-12月1日 WHO特別総会

- ① 2022年3月1日までに政府間交渉会議(INB)の初回会合を開催する。
- ② INBは新規国際文書の要素を検討し、新規国際文書の形式(条約、協定、規則、その他)を決定する。
- ③ INBは、新規国際文書とIHRの間に重複や矛盾がないよう、WHO強化作業部会と連携する。
- ④ INBは、第76回総会(2023年5月)に進捗状況を報告し、第77回WHO総会(2024年5月)に成果物を提出する。
- ⑤ 加盟国は、部分改正を含めたIHRの強化の議論を継続する。

これまでの経緯と今後の見通し(令和5年9月時点)

~2021年12月	2022年1~4月	5~8月	9~12月	2023年1~4月	5月	2023年6月~12月	2024年1月~3月	5月
-----------	-----------	------	-------	-----------	----	-------------	------------	----

WHOでの動き

いわゆる「パンデミック条約」

IHR改正

第2回WHO特別総会

第2回WHO特別総会決定
12月1日採択
新たな国際文書の作成においては、国際保健規則(IHR)の部分改正を含めたIHRの実施と強化に関する作業との間の一貫性と補完性を考慮する

第150回執行政理事会

第75回WHO総会

第1回政府間交渉会議

共同議長・副議長の選出
(日本からも副議長に就任)

第2回政府間交渉会議

法的拘束力を持つ文書を策定することを決定。

第152回執行政理事会

第3回政府間交渉会議

第4回政府間交渉会議

第5回政府間交渉会議

第76回WHO総会

↑
法的文書の検討の進捗状況を報告

第5回政府間交渉再開会議

第6回政府間交渉会議

起草グループ会議

第7回政府間交渉会議

第7回政府間交渉再開会議

第8回政府間交渉会議

第9回政府間交渉会議

第154回執行政理事会

第77回WHO総会

↑
法的文書の成果物を提出

↑
改正パッケージを採択

第1~9回WHO強化作業部会

第1~10回非公式協議

第75回WHO総会においてIHR第59条改正案を採択し、IHR部分改正案を検討することを決定

5/31
IHR第59条改正の通知

各国よりIHR部分改正案を提出

IHR検証委員会開催

第1回IHR作業部会

IHR検証委員会は事務局長へ報告書を提出

第2回IHR作業部会

第3回IHR作業部会

第4回IHR作業部会

第5回IHR作業部会

第6回IHR作業部会

執行政理事会にて改正パッケージ案提出

IHR第59条改正の発効